

2006年4月から電気料金を値下げしました。

当社は、エネルギー市場における競争が本格化するなかで、お客さまや株主、投資家の皆さまから選ばれる企業を目指し、これまで競争力の強化や財務体質の改善を最重要課題として経営効率化に取り組んでおり、2005年度からは、新たに策定した2009年度までの5年間を対象とする中期経営方針のもとで、経営目標の達成に向けて、一層の効率化に取り組んでいるところ

です。(P13参照)

こうした経営効率化を進めるなかで、2005年1月に料金値下げを実施しましたが、同年10月に「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」が施行されたことを契機として、2006年4月より、今後の効率化の成果も織り込み、電気料金の値下げを実施しました。

平均単価および値下げ率

新料金の平均単価および値下げ率は次のとおりです。

	新料金平均単価	平均値下げ率
電灯計	19円34銭	▲3.87%
電力計	20円44銭	▲3.02%
電灯・電力計	19円54銭	▲3.71%

(注) 消費税等相当額は含みません。
自由化の対象である特定規模需要は含みません。

ご家庭の料金は10年前より約20%お得になりました。



(注) ●契約電流30A、月間使用電力量300kWhのモデル。消費税等相当額を含みます。
●旧料金は、2005年1月1日実施の電気供給約款に基づき算定した料金をいい、2006年4～6月分の燃料費調整額(0.57円/kWh)を含みます。
●2002年以降の料金には、口座振替割引を含みます。

【モデルによる旧料金との比較】

▼電灯

契約種別	使用条件		新料金 (円/月)	旧料金 (円/月)	値下げ額 (円/月)
	契約	月間使用量			
従量電灯	B	30A 300kWh	6,211	6,433	▲222
	C	10kVA 1,000kWh	22,984	23,816	▲832
電化deナイト 〔季特別電灯〕	6kVA 〔温水器4kVA〕	910kWh	11,803	12,328	▲525
よかナイト10 〔時間帯別電灯〕	6kVA 〔温水器4kVA〕	710kWh	8,577	8,951	▲374

(注) ●金額は1か月分の電気料金(その他季料金で算定。消費税等相当額および口座振替割引額を含む。)です。
●電化deナイトおよびよかナイト10には8時間通電機器割引(旧料金には通電制御型電気温水器割引)を含みます。
●旧料金は、2005年1月1日実施の電気供給約款に基づき算定した料金をいい、2006年4～6月分の燃料費調整額(0.57円/kWh)を含みます。

▼電力

契約種別	使用条件	新料金 (円/kWh)	旧料金 (円/kWh)	値下げ額 (円/kWh)
低圧電力	契約電力 10kW 月間使用量 800kWh 力率 90%	22.14	22.76	▲0.62

(注) ●金額は使用条件における1kWhあたりの単価(その他季料金で算定。消費税等相当額を除く。口座振替割引額を含む。)です。
●旧料金は、2005年1月1日実施の電気供給約款に基づき算定した料金をいい、2006年4～6月分の燃料費調整額(0.57円/kWh)を含みます。

※用語解説／*選択約款:設備の効率的な使用(負荷平準化)、その他の効率的な事業運営に資するもので、供給約款に代えて、お客さまがお選びいただくことのできる契約メニュー

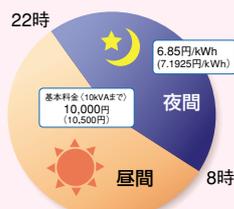
新たな料金メニューとして、「高負荷率型電灯」を導入しました。

今回、選択約款*として新たに「高負荷率型電灯」を導入しました。

このメニューは、従来の電灯メニューと比較して基本料金は高めに、電力量料金は低めに、また昼夜間別に設定しました。

電気設備の稼働率が高いほどお得になります。

時間帯区分および料金



夏 季 (7/1~9/30)
:20.10円/kWh (21.1050円/kWh)
その他季 (10/1~6/30)
:18.01円/kWh (18.9105円/kWh)

比較的規模が大きく、電気をより効率的に使用される店舗などのお客さまに、最適なメニューとなっております。

(注1) 契約電力が10kVAを超える場合は10kVAを超える1kVAにつき1,000円(1,050円)加算されます。

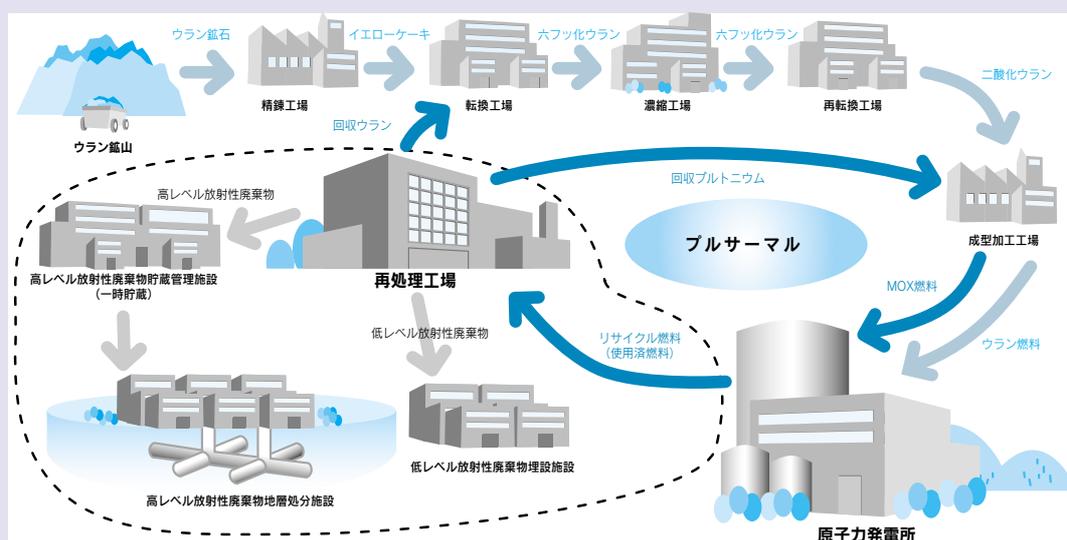
(注2) ()内は消費税込単価です。

「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」

- 使用済燃料の再処理等バックエンド事業を円滑に実施するため、経済産業大臣が電力会社に対し、将来の再処理等に必要資金を外部の資金管理法へ積立てることなどを義務付けた法律。
- この法律により、従来の再処理費用に加え、再処理施設の廃止措置に関わる費用などについても電気料金を通じてお客さまにご負担いただくことになりました。また、特定規模電気事業者*のお客さまにつきましても、受益者負担の観点から、過去の発電に相当する部分については、ネットワークの利用料金を通じてご負担いただくことになりました。

バックエンド事業

原子力発電に使用された原子燃料(使用済燃料)の処理・処分、再処理関連施設の解体・処分を行う事業(図の点線部分)



*用語解説/特定規模電気事業者:特別高圧または高圧の電線路で受電し、契約電力が原則として50kW以上のお客さまに対して、一般電気事業者の送配電ネットワークを利用(託送)して、あるいは自営線により直接、自らのお客さまへ電気の小売を行う一般電気事業者以外の事業者